

# ○沖縄県企業局公正入札調査委員会設置要領

平成13年12月6日  
企業総 第1326号

[沿革] 平成 20 年 3 月 27 日改正

## 1 目 的

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、沖縄県企業局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 調査審議事項

委員会においては、入札談合に関する情報があった場合に、次に掲げる事項を調査し審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

## 3 委員会の公正

- (1) 委員長は、企業局長をもって充てる。
- (2) 委員は、企業技監、企業企画統括監、企業技術統括監、総務企画課長、配水管理課長、建設計画課長及び当該工事の主管課（所）長をもって充てる。

## 4 職 務

- (1) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することができる。

## 5 会 議

- (1) 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集するものとし、構成員の過半数をもって成立する。
- (3) 委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

## 6 事 務 局

委員会の事務局は、企業局総務企画課に置くものとする。

附則（平成13年12月6日企業総第1326号）

この要領は、平成13年12月6日から施行する。

附則（平成20年3月27日企業総第1977号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。